

環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成 19 年 10 月 30 日（火）13:00～14:30
- 2 場所：パレス神戸 大会議室
- 3 議題
 - (1) 神戸国際港都建設計画道路 1 . 3 . 6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について
 - (2) 手続終了審査案件の事後監視調査報告について
 - ・神鋼神戸発電所
- 4 出席委員：山口会長、朝日委員、小谷委員、北村委員、菅原委員、田中眞吾委員、田中哲夫委員、田中みさ子委員、辻委員、中野委員、西村委員、服部委員、別府委員、山下委員
- 5 事務局：京環境政策局長
環境影響評価課 築谷課長、森本係長外課員 3 名
- 6 関係部局：環境整備課、大気課、水質課
- 7 環境影響評価実施者等：県都市計画課、国土交通省近畿地方整備局阪神国道事務所
- 8 事業者：株式会社神戸製鋼所
- 9 傍聴者：0 名
- 10 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・資料 1) 環境影響評価準備書の審査について（諮問）
 - ・資料 2) 神戸国際港都建設計画道路 1 . 3 . 6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書及び要約書
 - ・資料 3) 環境影響評価法の手続きの流れ（大阪湾岸線西伸線）
 - ・資料 4) 神鋼神戸発電所事後調査報告書（平成 18 年度）
 - ・資料 5) 神鋼神戸発電所供用後の事後調査（平成 14 年度～平成 18 年度）総括報告書
 - ・資料 6) 尼崎市立クリーンセンター第 2 工場事後監視調査結果報告書（平成 18 年度）
 - ・資料 7) 東播磨南北道路事後監視調査結果報告書（平成 18 年度）
 - ・資料 8) 洲本市内田地区土石採取事業事後監視調査結果報告書（平成 18 年度）
 - ・資料 9) 一般国道 1 7 8 号余部道路事後監視調査結果報告書（平成 18 年度）
 - ・大阪湾岸道路部会委員名簿
- 11 議事概要

神戸国際港都建設計画道路 1 . 3 . 6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について諮問

【議題1】神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について

事務局より、資料3にて準備書手続の流れについて説明。その後、環境影響評価実施者より、資料2にて都市計画対象道路事業の目的及び内容、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）、方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解並びに方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解について説明。

〔質疑〕

（委員）資材及び機械の運搬に用いる車両の運航ルートについては準備書に記載があるが、海上工事における運搬ルートについては考慮しないのか。

（環境影響評価実施者）地域における環境影響を評価する観点から、準備書では住居等の保全対象の存在する地域を通過する地上ルートのみを対象としている。

その後、大阪湾岸道路部会を設置し、同部会において審査することとなった。

【議題2】手続終了審査案件の事後監視調査報告について

神戸製鋼所より、資料4及び資料5にて説明。

〔質疑〕

（委員）どの項目も供用開始前と1号機供用開始後5年間の比較において「変化なし」としているが、すべての項目について1号機供用開始後5年間の調査で影響がないといえるのか。項目ごとに検証の期間は異なるのではないのか。

（事業者）環境影響評価の中では、供用開始の1年前と全機供用開始後3年間との比較を行っており、この期間の中では影響がないと判断した。今後も運転は継続するため、市と締結している環境保全協定に基づき、発生源調査を継続して行うとともに、県、市の行う大気質、水質等の環境調査データを入手し、周辺環境へ影響がないことを確認していく。

（委員）植栽した樹木のリストに外来種はないが、ネズミモチについては、外来種のトウネズと間違えるケースがある。もしトウネズであれば、外来種による汚染が広がるおそれがあるため、再度確認をしてほしい。

（事業者）了解した。

（委員）環境影響評価の際に、燃料が石炭であることからCO₂排出量が議論になり、熱効率を高いものにするという見解があったと記憶しているが、現在も熱効率は高い値を維持しているか。

（事業者）設備設計時には、フル稼働の熱効率約42%で計画しており、稼働後5年を経過した現在もメンテナンスを適切に行い、効率は維持できている。

（委員）バイオ燃料の使用等によるCO₂対策については検討しているか。

（事業者）木炭チップ等の使用について、社内での検討の中の1つにはあるが、現時

点で、効率を落とさずバイオ燃料を使用することについて課題がある。電力会社での研究等を参考にしながら、将来的に可能であれば使用を検討する。

(委員) 平成 14 年度は 1 号機が稼動した年であるが、浮遊粒子状物質の環境濃度について、平成 14 年度は短期的評価がほとんど不適合となっている。施設の稼動で異常はなかったか。

(事業者) 施設調査では、ばいじん濃度について環境影響評価書に記載の値を超過したことはないため、発電所の影響とは考えていない。

(委員) 事後監視調査の報告は、今年度で終了となるが、今後も環境保全には努力いただきたい。

以上